

# 『私たちの道徳』 批判

『私たちの道徳』 = 「理性」なき「夢」、「人権」なき「きまり」、「人類」なき「国」

半沢英一

## 目次

はじめに：毒は無毒物にまぜて出される

(以下、ページ指定直後に『私たちの道徳』のキャプション、その後のカッコ内に当該条項に対する私見のキャプションを掲げた。)

### I 小学校1・2年テキスト雑感

- p 26～27：うさぎとかめ（競争原理刷り込みへのプレリュード）
- p 32～33：よいと思うことはすすんで（他者の不在）
- p 94～95：おはかまいり（自国文化の無批判な賞揚へのプレリュード）

### II 小学校3・4年テキスト雑感

- p 22～29：やろうと決めたことは最後まで（本格的な競争原理刷り込みの開始）
- p 65：外国の文学作品から（同性愛者の人権と法律の相対性）
- p 128～129：みんなが守らなくてはならないきまりがある（為政者の道徳無視）
- p 162：ふるさとを愛した歌人・石川啄木（啄木の他の歌）

### III 小学校5・6年テキスト雑感

- p 44：新しいものを求めるということ（マリー・キュリーの放射能障害死）
- p 58～59：江戸しぐさに学ぼう（「江戸しぐさ」は現代人の偽作）
- p 92～95：黄熱病とのたたかい（黄熱病の病原体はウイルス）
- p 112：こわされていく自然環境（ジュゴンと辺野古の基地建設）
- p 124～125：権利とは、義務とは何だろう（日常生活と基本的人権の混同）

### IV 中学校テキスト雑感

- p 18：理想通りにいかない現実もある（「夢」の障害は「自分」という刷り込み）
- p 33：「夢をもちたい」という願い（ブラック企業のお先棒をかつぐ『私たちの道徳』）
- p 94～95：支え合い共に生きる（茨木のり子の他の詩）
- p 123：あなたならどう考え、行動しますか（『私たちの道徳』 vs. 杉原千畝の生き様）
- p 124：人物探訪（日本はアンネを殺したナチス・ドイツの同盟国）
- p 161：世界人権宣言（『私たちの道徳』を否定する「世界人権宣言」）

おわりに：「夢」「きまり」「国」から分かる『私たちの道徳』

参考文献

## はじめに：毒は無毒物にまぜて出される

本稿は、いしかわ教育総研・石川多加子教育政策部会長の提起にもとづき、現場の教員諸氏をはじめ教育に関心を持つすべての人々に、文科省テキスト『私たちの道徳』の危険性を分かりやすく指摘するカウンター・テキストとして書かれた。

『私たちの道徳』は、小学校1・2年（文溪堂発行）、3・4年（教育出版発行）、5・6年（廣濟堂あかつき発行）、中学校（廣濟堂あかつき発行）の4冊から成る。小学校1・2年および3・4年テキストの表題は『わたしたちの道徳』だが、本稿では低学年のテキストも『私たちの道徳』と表記を統一した。

本稿の主要な読者として同テキストの使用を強<sup>し</sup>いられる現場の教員諸氏を想定した。それで『私たちの道徳』の個別条項を見ていくとき、授業を受けている児童諸君にこういう提起をしたらどうかという私案も多く記した。もちろん私見への同意を教員諸氏に強要するつもりはない。教員諸氏お一人お一人が自分なりに『私たちの道徳』を捉え<sup>とら</sup>扱<sup>あつか</sup>おうとすると、本稿が多少でも参考になることを希望するだけである。

さて私たちが人間社会で生きていくためには、科学や歴史や法律などの知識だけではなく、「嘘<sup>うそ</sup>をついてはいけない」「弱いものいじめをしてはならない」といった道徳意識が必要なことはいままでもない。だから教育の過程で道徳の授業がなされることも原理的に否定されるべきことではない。私個人としては、世界人権宣言、国際人権規約などによる国際人権論を、日本国憲法を含む形で教える「道徳教育」がなされるべきであり、国家はそれ以上の介入をすべきでないと思っている。しかるに『私たちの道徳』の内容は上記国際人権論の範囲<sup>いっだん</sup>を逸脱するだけでなく、それと大きく矛盾するものである。

周知のように敗戦（1945）前の大日本帝国では、「一旦<sup>いったんかんきゆう</sup>緩急あれば義勇公に奉じ<sup>ぎゆうこう</sup>もって天壤無窮の皇運を扶翼すべし」、つまり、戦争があれば神の子孫である天皇のために戦って死ぬという教育<sup>てんじようむきゆう</sup>勅語<sup>こうごん</sup>が、まさに教育によって国民の意識<sup>きん</sup>に叩き込まれていた〔17〕。すべての人間（現生人類＝ホモ・サピエンス）は20万年ほど前に東アフリカに出現し、10万年ほど前に「出<sup>しゅつ</sup>アフリカ」し全世界に拡散した（日本列島には4万年ほど前にたどり着いた）「猿の子孫」に過ぎない〔4〕。ところが教育の恐ろしさで、天皇は神の子孫で日本人はそのために命を捨てるべきだなどという大嘘<sup>おおうそ</sup>を、ほとんどの日本人が信じ込まれていたのだ（困ったことに今でも信じている、あるいは信じたい、あるいは信じていないのに人に信じることを強要する人々がいる）。国家権力が道徳教育に介入しようとするとき、それを警戒する十分すぎる理由を日本国民は歴史的経験として持っているはずだ。

さて敗戦後、日本の民主化のために各地を講演して廻った歴史学者・羽仁五郎（1901～1983）は、島根県・仁摩<sup>にま</sup>の高校において聴衆の一教員から、教育勅語は「兄弟は仲よくしろ、父母はだいじにしろ、夫婦は愛しあえということだし、少しも間違っていないじゃありませんか」と反論された。そのとき羽仁は「あなたは生徒に何を教えているのか」と聞き「数学の教師です」と答えた質問者に「それじゃあなたは“朕<sup>ちん</sup>思うに三角形の内角の和は二直角である”というふうになってもいいんだね」と尋ね返したという〔20〕

下巻 p 148～149]。正しい命題でもその根拠づけが問題となる。「兄弟は仲良くしろ、父母は大事にしろ」という、特におかしくはない命題の強制を許すことは、「天皇のために死ぬ」という、大いにおかしい命題の強制を許すことにつながっているのだ。

ところで上の話は、部分的に否定できないことが主張されていても、総体としてそれが正しいとはいえないことをも語っている。『私たちの道徳』を見た教員諸氏から「良いことも書いてあるので単純に否定はできない」といった声を聞くことがある。しかし、人に毒をもらおうとするとき、見ただけで毒と分かるように出す馬鹿はいない。必ず美味しそうで無毒な食べ物の中に毒をまぎれ込ませるはずだ。

民主主義が建前となっている現代日本では、戦前のように露骨な国家主義教育はできない。したがって現代の国家主義教育は、「良いことも書いてある」ソフトな形でなされるはずだということに、考えが至らなければならない。『私たちの道徳』が毒か否かを判断するためには部分を見るだけではだめで、それが総体としてどんな人間を造ろうとしているかを見極めなければならない。したがって教員諸氏には、自分が担当する学年のテキストだけでなく、小学1・2年から中学までの全テキスト4冊の通読を強く奨める。

こうして本稿では4冊のテキストから、私に印象的で『私たちの道徳』理解に寄与すると思われる条項を選び解説を加えた上で、「夢」「きまり」「国」から分かる『私たちの道徳』という総括をした。『私たちの道徳』はしきりに「夢」「きまり」「国」（あるいはその同類語）を繰り返すが、そこでは「理性」「人権」「人類」が無視されており、それが造ろうとしているのは、社会的思考力がなく自己責任に引きこもり、国や企業の責任を問おうとせず、他人のみならず自分の正当な権利も守れず、視野が狭く国際的に通用しない人間だというのが本稿の結論である。紙幅の関係で『私たちの道徳』の個別条項のごく一部しか議論していないが、『私たちの道徳』の「毒」は十分明らかにできたと考える。

## I 小学校1・2年テキスト雑感

### p 26～27：うさぎとかめ（競争原理刷り込みへのプレリュード）

「自分でやることはしっかりと」というテーマで「うさぎとかめ」の話が出てくる。

罪のない話と思われるかも知れないが、現在の日本における、ネオリベリズム（新自由主義、市場原理主義）による競争原理強制の風潮を考えると、国家が編集した『私たちの道徳』小学校1・2年テキストの冒頭近くに、「うさぎとかめ」の話がさりげなく載せられている意味を考えざるをえない。

かつて1970年代の中国「文化大革命」期のあるメディアに、日本人が中国人児童に「うさぎとかめ」の話をしたら、その児童が不思議な顔をして「なぜカメはウサギを起して一緒に行かなかったのですか」と反問したという記事が載った。そして後日その記事に対するある日本財界人の「これこそ共産主義の害悪だ」と怒り心頭に達した様子の文章を読んだ。その財界人は「労働者の団結」を嫌悪し恐怖しているのだなと私はそのとき感じた。そういう記憶を持つ私は、この「うさぎとかめ」の話に、『私たちの道徳』で以後繰り返

返される（労働者の団結を破壊する）競争原理の奨励への、さりげない「プレリュード（前奏曲）」だとの印象を持たざるをえないのだ。

念のため言っておくが私は「文化大革命」に批判的な人間であり、また必ずカメがウサギを起すべきだと思っているわけでもない。ある状況のもとではカメがウサギの失策を利用することがむしろフェアであることもあろう。しかし別の状況では起すのが望ましいということもありえると思う。このように考えていくと、相手の過失を利用しても勝ち勝ちという短絡的な童話が小学校低学年道徳テキスト冒頭部分に載ることに、日本の支配層の意志と願望を感じざるをえないのだ。

それはともあれ教育現場では、「ウサギが愚かでカメは正しい」といった短絡的な見方だけでなく、「カメがウサギを起して一緒に行くというのはどうか」といった問いかけが児童諸君になされるべきだと考える。

### p 32～33：よいと思うことはすすんで（他者の不在）

上記キャプションのもとに、「よいと思ったことは、どんなに小さなことでもすすんでやろう」とあり、武者小路実篤（1885～1976）の「いいと思ったことは 小さな小さいことでもするがいい」という言葉が掲げられている。

これも罪のない話と思われるかもしれないが、『私たちの道徳』全般に内在する問題、というよりも日本人に多く見られる悪弊がここに現れていると私は考える。なぜならここでは「自分のよいと思った」ことがはたして「相手にとってもよい」ことなのかという、当然問われるべき問いがまったくなされていないからだ。

さて『私たちの道徳』全般に見られる問題点とは「他者の不在」である。自分たちと考え方や価値観が違う人間がいるという指摘は『私たちの道徳』のどこにも見られない。ひとりよがりなのだ。そしてこの姿勢は、現在の首相・安倍晋三氏が集団的自衛権の必要性を「国民に丁寧に説明する」といいながら長崎で被爆女性に批判されると「見解の相違」と切り捨てる姿勢、かつて近衛文麿内閣が「以後、国民党政府を相手にしない」と言明し日中全面戦争（1937～1945）にはまり込んでしまったことなどに、深くつながっていると私は感じる。

このテーマについては、自分が「よい」と思っても相手は「よい」とは思っていないことの例を挙げながら（そんな例は周囲にいくらでもあるだろう）、国のテキストも間違ふこと、あるいは嘘をいうこともあること、他人のことを自分勝手に判断してはいけないことを児童諸君に教える機会にすべきだろう。

### p 94～95：おはかまいり（自国文化の無批判な賞揚へのプレリュード）

動物学者・河合雅雄氏が書いたという、お祖父さんが孫にアフリカゾウは死んだ仲間の死骸や白骨に参ることを教え、孫がお墓参りと同じだと感激する話が紹介されている。

これも罪のない話のように見える。しかし『私たちの道徳』における度を外した郷土・

日本美化の姿勢を見れば、この話の採用は、日本の先祖崇拝を美化したいからだろうという推定が自然に浮かんでくる。つまり本格的な「郷土」「国」賞揚へのプレリュード、枕として置かれていると私は考える。

しかし世界には墓のない国や地域がある（例えばインドやチベット）。ヒンドゥ教や仏教の輪廻思想により死者は別の人間になって生まれてくると考えられているので、墓は無意味になるからだ [13、p 42]。（ただし同地域のムスリムや漢民族など宗教を異にする人々はこの限りではない。なお日本は6世紀末に仏教を受容したが、仏教の輪廻思想が基層宗教観念としての祖先崇拝を切り崩さなかったため [13、p 123]、現在でも墓は存続している。）

そして墓のないインドにも火葬あるいは水葬、チベットなどでは鳥葬など、葬送儀礼はある。また象だけでなく、猫、犬、馬、ウサギ、鳥、イルカ、クジラなど多くの動物が兄弟や仲間の死を悲しむことが分かっている [19]。アフリカゾウの場合も死骸や白骨が無くなっても、あるいは世代が交代してもその場所に参加するわけではないので、一般的な動物の悲嘆であり、世代を超えて営まれる日本の墓参りとは違う。

ここでの話自体、「ゾウのはかば」を「作り話」とするのにかかわらず（p 94）「おはかまいりをするのと同じ」（p 95）になってしまうことには飛躍がある。「おはかまいり」の話に、日本の先祖崇拝を普遍化したいというバイアスがかかっているのは明らかだ。

この話を扱う際には、「世界には墓のない国や地域もあるし、象だけではなく他の動物も仲間の死を悲しむんだよ」と教え、10年ほど前に流行した新井満氏の「千の風になって」、

私のお墓の前で 泣かないでください  
そこに私はいません 眠ってなんかいません  
千の風に 千の風になって  
あの大きな空を 吹きわたっています

なども紹介し、人間の死生観の多様性を知らせることによって、『私たちの道徳』の狭い世界観を超えた真の国際感覚を教えられるのではないか。

## II 小学校3・4年テキスト雑感

### p 22～29：やろうと決めたことは最後まで（本格的な競争原理刷り込みの開始）

上記キャプションのもとに、2011年・女子ワールドカップで優勝した日本チームのエース澤穂希氏の「夢は見るものではなく、かなえるもの」（p 25）というコメントや、2000年・シドニーオリンピック金メダルのマラソン選手・高橋尚子氏を紹介した「きっとできる」という文章（p 26～29）が載せられている。

『私たちの道徳』で繰り返されるテーマの一つが「夢」「理想」「情熱」を持つということである。そのこと自体は否定されるべきことではないが、それは国家から強制されるべ

きことではない。しかも『私たちの道徳』における「夢」「理想」「情熱」はかなりの非合理性を伴って主張されている。

例えば世界である種目の頂点を目指すアスリートないしチームは1000単位で存在するはずであり、その中で実際に頂点に立てるのは1人あるいは1チームだけであり、その他の圧倒的多数は「敗者」とならざるをえないことは何人も否定できない「絶対の真実」である。この「絶対の真実」を『私たちの道徳』は一顧もしない。

このことは黙って見過ごされることが多いのだが、実は日本の支配層の明確な意思がそこに含まれており、見過ごしてはならないことだと私は思う。例えば学力テストの結果公開問題を考えてみよう。100の学校で競争を行えば1位から100位まで順位がつくことも「絶対の真実」である。誰かが100位とか99位にならなければならないのだ。競争結果の公開とは優位者を顕彰することで多数の劣位者の尊厳を破壊し、ものいわぬ隷属者に貶める。私はそれを主目的として多くの競争が強制されていると考える。

残念ながら現在の社会状況では、児童は成長の過程で、あるいは社会に出てからも、「お前はだめだ」「待遇が悪いのはだめだからだ」「だめだから不満をいわずにもっと努力しろ」という継続的な脅迫に遭遇すると考えざるをえない。小学校3・4年段階で例外的アスリートの「きっとできる」事例が顕彰されているのは、そういった競争強制を無批判に受け入れさせるための素地をつくる第一歩と私は感じる。

このテーマを扱うときは「多数の競争者のうち優勝できるのは1人だけだ、国はこの明らかなことを無視して何を刷り込もうとしているのか」といった問いを児童諸君に発し、将来自らの尊厳が守れるように、競争の強制に対する免疫力をつけさせるべきである。

#### p 65 : 外国の文学作品から (同性愛者の人権と法律の相対性)

「思いやり」をテーマにした部分で、英国の作家オスカー・ワイルド(1854~1900)が書いた「幸福の王子」のあらすじが紹介され「この話の最後がどうなったのかを、図書室などの本で読んでみましょう」と結ばれている。

いろいろな国、さまざまな人物をとりあげていけば、当然『私たちの道徳』の狭い世界観からはみ出る事実が視野に入ってくるをえない。例えばワイルドは同性愛によって投獄され、釈放後ほどなく失意のうちに死んでいる[9]。

このテーマにふれるとき「人間の中には男同士、女同士で愛しあいたいという人たちもいて、アメリカは州によって男同士、女同士の結婚も認めており、そういう結婚をしているセレブ(芸能界有名人)も多い。元女優・コメディアンで有名なトークショーを主催しているエレン・デジェネレスさんなどがそうだ。イギリスも今ではそういう愛情は罪ではないが、ちょっと前までは罰せられた。ワイルドや、有名な数学者のチューリングなどがそうだった」といった話ぐらひはすべきではなかろうか。

アラン・チューリング(1912~1954)は「計算可能性」を視覚的に定義した「チューリング・マシン」の概念で有名だが、ナチス・ドイツのエニグマ暗号を解読し、母国

英国の対独戦勝利に巨大な貢献もした。それにもかかわらず同性愛者だったことにより英国の当時の法律によって逮捕され（1952）、<sup>しゅうかん</sup>収監か女性ホルモン注射による治療の<sup>にたく</sup>二択を迫られ、後者を選択しその2年後に死んだ（自殺ともいわれる）。2009年、ブラウン英首相は、この国家の大功労者への「当時の法律によって扱われ」た仕打ちを正式に謝罪した [25、p 311]。

こういった事例を教えることによって、同性愛者の人権や、法律が絶対的なものではなく時代によって変化することなどを見童諸君に伝えることができるのではないか。

### p 128～129：みんなが守らなくてはならないきまりがある（為政者の道徳無視）

上記キャプションのもとに「うそを言わない」「弱い者いじめをしない」「ひきょうなことをしない」といった至極まっとうな（私自身そうありたいと思うような）ことが書かれている。しかし、繰り返しになるが、それらは国家から強制されるべきことではない。

『私たちの道徳』で繰り返されるテーマの一つが「きまりを守れ」「法律を守れ」ということである。ところが『私たちの道徳』が「きまりを守れ」「法律を守れ」というとき、政府や権力も「きまり」や法律を守らなければならないという視点が排除されていることは注目に値する。そのことは「働くこと」が問題にされるとき、（為政者や企業経営者も守らなければならない）労働者の権利がまったく言及されないことに通じている。そのことは本稿で小学校5・6年 p 124～125に触れるとき述べよう。

このテーマを教える際には、「安倍首相は、福島原発事故の放射能が完全にコントロールされていると言ってオリンピックを招致したけれど、うそについてはいけないんじゃないかかったっけ」といった<sup>たぐい</sup>類の問いかけが見童諸君になされるべきだと考える。

### p 162：ふるさとを愛した歌人・石川啄木（啄木の他の歌）

石川啄木（1886～1912）の「ふるさとの 山に向かひて 言ふことなし ふるさとの山は ありがたきかな」といった「ふるさと」を<sup>よ</sup>詠んだ歌三首が引用されている。

『私たちの道徳』の一大特色は4冊のテキストすべての巻末部分に「ふるさと」「きょう土」「国」を（無条件に）愛しましょうという話があることだ。それは強制されるべきことではないし、「ふるさと」「国」の欠点を見つめられる「理性」も人間には必要なはずだ。

それはさておき啄木が単純な「ふるさとを愛した歌人」だったら、今日まで読まれ続けられたはずもない。彼が社会の矛盾の中に生きた歌人であるという『私たちに道徳』が見つめたくない側面は（当然ながら）『私たちの道徳』では無視されている。

啄木はふるさとを追われた人間であり、きれいごとではすまない人生を送らねばならなかった。例えば仙台の詩人・<sup>どいぼんすい</sup>土井晩翠の夫人から<sup>すんしやくきぎ</sup>寸借詐欺を行っている [1、p 24]。また「ふるさとの歌」ではない、次のような歌も詠んでいる。

はたらけど はたらけど猶 わが生活 楽にならざり ぢっと手を見る

[11、p43]

地図の上 朝鮮国に くるぐると 墨<sup>すゐ</sup>を塗りつつ 秋風を聴く

[11、p321]

このテーマを扱うときは啄木のこの種の歌を児童諸君に紹介し、「ふるさと」で思考停止してはならないことを教えるべきではないか。前の歌は現在のネオリベリズム社会における多くの若者の実感であり、なぜ100年前と同じ状況に日本があるのかを児童諸君に考えさせる題材になろう。また後の歌は韓国併合（1910）を詠んだものであり、児童諸君に日本の「きれいごとではすまない過去」を意識させる題材になるだろう [23]。

### Ⅲ 小学校5・6年テキスト雑感

#### p44：新しいものを求めるということ（マリー・キュリーの放射能障害死）

上記キャプションのページ上段に歌舞伎<sup>かぶき</sup>の十八代中村勘三郎氏、下段にマリー・キュリー（1867～1934）の「人のことをせんさくするのをやめて、もっとアイデアに好奇心を向けなさい」という言葉と、「不思議な物質の正体を知りたかった」と題して

マリー・キュリーはピッチブレンドというウランをふくんだ鉱物<sup>こうぶつ</sup>から、強い放射線<sup>ほうしゃせん</sup>を出す物質<sup>きりょう</sup>に興味<sup>きょうみ</sup>をいだき、一体、この物質は何だろうと、夫と共にその鉱物を何トンもくぐらしてはなべでにるという作業をくり返した。そうして取り出された0.1グラムの物質はラジウムと名付けられる。

ラジウムは当時、戦場<sup>きざ</sup>で傷を負った兵士たちの治療<sup>ちりょう</sup>に役立ち、今でもがんの治療などに使われている。

という囲み記事が掲げられている。

『私たちの道徳』全4冊でその露骨<sup>ろこつ</sup>さに私が最も驚いた箇所<sup>かしよ</sup>なので囲み記事全文を引用した。しかし有名な話だがマリー・キュリーの最後は次のように悲惨なものであった。

だが一方では、放射能を浴びすぎると健康を損ね、早期の死を招く可能性があることがつぎつぎに明らかになっても、それを無視し続けている。一九二五年一月にはラジウム研究所の元研究員が再生不良性貧血で亡くなった。放射能の害が一因となる血液の病気だ。またかつてマリーの個人助手をしていた化学者も、もう一つの血液の病気である白血病で命を落とした。・・・ラジウム研究所は入ってくる研究者にたいして、ひきつづき何の警告も発しなかった。・・・一九三二年はじめにマリーは研究所で足をすべらせ、体を支えようとして右手首を骨折してしまう。骨は予想どおりに治らないばかりか、さまざまな病状も悪化した。・・・マリーは一九二五年にかつての同僚の命を奪った血液の病気、再生不良性貧血にかかっていた。一九三

四年七月四日、サナトリウムの院長はマリーの死を発表した。

[8、p 144～147]

『私たちの道徳』は、マリー・キュリーの放射能障害死や、その後放射能の危険性が認識され、例えばレントゲン<sup>レントゲン</sup>を妊婦<sup>にんぶ</sup>に当てることをしなくなったことなどに全く言及しない。放射能は危険ではないという大嘘を児童に刷り込むテキストになっている。『私たちの道徳』が決してニュートラル（中立）なものではなく原子力利権の影響下にあることを端的<sup>たんでき</sup>に示す箇所であろう。

この記事<sup>きこ</sup>を逆手<sup>さかて</sup>にとって「今では外傷の治療にラジウムなんか使われないのはなぜだろう」「マリー・キュリーも周囲の人々が次々と放射能障害で死んだのを知っているか」といった問いかけが児童諸君になされなければならないと思う。

### p 58～59：江戸しぐさに学ぼう（「江戸しぐさ」は現代人の偽作）

ここでは、傘<sup>かさ</sup>をさした同士がすれちがうとき相手を濡らさないように互いの傘を傾ける「かさかしげ」など、「江戸しぐさ」なるエチケツト・マナーが紹介されている。

この「江戸しぐさ」なるものを、主唱者の越川禮子<sup>こしかわれいこ</sup>氏や桐山勝<sup>きりやまさる</sup>氏などは江戸時代から伝わったものとしている[12]。ところが「江戸しぐさ」は江戸時代の風習としてのリアリティはないが、現代人のマナーとしては実用的だという奇怪なものである。そして原田実氏は近著『江戸しぐさの正体』[22]で、「江戸しぐさ」が実は芝三光<sup>しばみつあきら</sup>（本名：小林和雄、1928?～1999）という現代人による創作であることを明らかにした。

原田氏は「偽書<sup>ぎしよ</sup>」の研究者で著作も多い。愚考「聖徳太子」仏教倭王論[24]を支持していただくなど[21、p 191]私には旧知の人で、『江戸しぐさの正体』も発売前にご恵送いただいた。氏は思い込みを抑えた素直な推論をされる方で、『江戸しぐさの正体』の内容も説得力に富むものである。

その『江戸しぐさの正体』で原田氏は「かさかしげ」についていう。

浮世絵の題材や歌舞伎の小道具に傘がよく使われること、時代劇などで浪人の内職としてよく傘張りが出て来ることから誤解しがちだが、江戸では差して使う和傘（唐傘）の普及は京や大阪に比べて遅れていたのだ。

・・・

したがって、江戸で傘を差したもの同士がすれ違うという状況が、特殊なしぐさを必要とするほど頻繁だったかどうかには疑問がある。

また、傘かしげは相手も同じ動作をするという暗黙の了解によって成り立っている（そうでなければ、かしげた側が上からの雨と相手の傘からの雨を同時にかぶることになる）。それなら一方が立ち止まって道を譲るなり、傘をかしげるのではなくすぼめるなりしてぶつかるのを避けた方が賢明である。

そして和傘はスプリングが入った洋傘に比べ、すぼめたまま手で固定するのが楽な構造になっているのだ。

江戸時代末の浮世絵師・歌川広重<sup>うたがわひろしげ</sup>（一七九七～一八五八）が晩年に描いた錦絵『名所江戸百景』では、雨の中、蓑笠を着た人に混ざって和傘を差す人物も登場する。そこに描かれる彼らは、しばしば傘をすぼめるようにして持っている。

つまり、雨の日に狭い路地で傘を差す人同士が会っても、一方もしくは双方が傘をすぼめればいいだけで傾ける必要はない。

[ 2 2、p 4 1～4 3 ]

歌川広重<sup>うたがわひろしげ</sup>（1797～1858）の「名所江戸百景」大橋あたりの夕立（部分）

傘<sup>かさ</sup>をさした同士がすれ違うとき、この絵のように傘をすぼめれば良いで「かさかしげ」は不要である。



納得できる指摘だが、これだけでは「江戸しぐさ」の偽作性を確信まではできないだろう。しかし「江戸しぐさ」が最近まで忘れられていた理由について、その主唱者がいう「説明」を見れば、その偽作性を、ほとんどの人が確信できるのではないか。原田氏はいう。

さて、「江戸しぐさ」は江戸の商人の間では広く共有された行動哲学だったという。

しかし、最近までその内容があまり知られていなかったことも事実である。では、なぜ「江戸しぐさ」はつい最近まで忘れられていたのだろうか。

「NPO法人江戸しぐさ」の越川禮子氏によると、その原因は、幕末・明治期に薩長勢力が行った「江戸っ子狩り」に求められる。

江戸っ子を一部の官軍は目の色を変えて追い回した。“江戸っ子狩り”は嵐のように吹き荒れた。摘発の目安は“江戸しぐさ”。ことに女、子供が狙われた。私たちの眼にはふれないが、ベトナムのソンミ村、アメリカネイティブのウーンデッドニーの殺戮にも匹敵するほどの血が流れたという話もあながち嘘ではないかもしれない。それらは、史実の記録はおろか、小説にも書かれていないが」（越川禮子『商人道「江戸しぐさ」の知恵袋』一五七～一五八頁）

この「江戸っ子狩り」の魔手を逃れるため、多くの江戸っ子が地方に逃れて隠れ江戸っ子になったという。その江戸っ子脱出を手引きしたのは幕臣の勝海舟で、両国から船を出して武蔵や上総に何万という人を送った。・・・

[22、p24～25]

ここに引用された越川氏の主張（原本[12]と、記号、段落、ルビの有無などの齟齬はあるが文言は正確）は読むのも恥ずかしいしろものだ。同時代の史料に整合しないし（例えば[16]）、そもそも戊辰戦争（1868～1869）で奥羽列藩同盟や幕府残存勢力と戦わなければならなかった薩長勢力が、なぜ丸腰の江戸っ子をジェノサイドしなければならなかったのか。遺憾ながらこれは無知無学のカルト的妄想としかいえないものである。

残念ながらカルト的妄想を持つ人はどの国、どの時代にも存在する。問題はそれが文部科学省のテキストに堂々と載る、今日の日本のあまりにも情けない現実だ。原田氏は次のように慨嘆する。

既に、「NPO法人江戸しぐさ」やTOS S（半沢注、Teacher's Organization of Skill Sharing、教育技術法則化運動）の宣伝活動のもと、安倍首相一下村文科相のラインで「江戸しぐさ」が義務教育の現場に瀰漫していることを述べた。

事態は非常に深刻である。既に歴史教育は敗北したと言っていいだろう。そして、歴史学の側から、この状況に対して有効な批判はまったく行われていない。

[22、p192]

あたかも歴史的事実であるかのように教材に浸透する「江戸しぐさ」。歴史教育との整合性について、下村大臣、そして安倍首相はどう考えているのだろうか。

[22、p192脚注部分]

私の知る限り原田氏は政治的には保守的な人である。その人が国家の見識の劣化に強い危機感を表明している。現場の教員には「江戸しぐさ」が現代人の偽作で、それが無批判に文科省テキストに採用されている現実を児童諸君に詳しく説明し、原田氏の警鐘に答える責務があるのではなかろうか。

#### p 92～95：黄熱病とのたたかい（黄熱病の病原体はウイルス）

野口英世（1876～1928）が黄熱病研究に打ち込み、自身が黄熱病にかかってアフリカで死んだ話が「人類のために生き人類のために死んだ」美談として紹介されている。

野口英世はその生涯で「留学金欲しさのあまりの婚約詐欺」[18、p 98]や「学歴詐称」[18、p 109]を犯した、高潔とは言い難い人物であり、人類のためではなく自己の功名心のために生きた出世主義者だったように私には思われる。そういう野口の「道徳」は問わないにしても、『私たちの道徳』の野口紹介が、野口の黄熱病研究が病原体を細菌だとした的外れのものだったことに、まったく触れない異様さは注意されるべきである。

野口の死後、黄熱病の病原体はウイルスであることが分かり、野口説を批判したマックス・タイラー（1899～1972）は、黄熱病ワクチンを造るという決定的な成果を得て、1951年にノーベル賞を受賞している[2、p 196～197]。言うまでもないが、「生命」は遺伝情報を保存するDNAと、代謝を保証するRNAを併せ持つ存在とされる。細菌は生命だが、RNAあるいはDNAの一方しか持たないウイルスはいわば「半生命」で細菌とは異質の存在である。野口がノーベル賞を受賞できなかったのにはそれなりの理由があったのだ。

さて、この『私たちの道徳』の野口英世紹介のように、その人物の仕事の実質が問題にされず、レッテルとムードだけの美談あるいは物語によって、「偉人」崇拝がなされるのは日本人の悪癖だろう。それは最近の佐村河内事件や小保方事件につながっているように私には思われる。

そこで野口英世の黄熱病研究が的外れのものであったこと、それにもかかわらずそれに触れない野口美談を国が喧伝していることを児童諸君に紹介し、日本人の悪癖について考えさせることは、日本の道徳教育に意義の深いことだと思う。

#### p 112：こわされていく自然環境（ジュゴンと辺野古の基地建設）

上記キャプションのもと「自然はいちどこわれてしまったら簡単には元にもどらない」とされ、「年々とけていく南極の氷河」「白化したサンゴ」「イリオモテヤマネコ」「リュウキュウヤマガメ」などの写真が掲げられ、「なぜ自然破壊が起るのかみんなで話し合ってみましょう」と結ばれている。

一般的な事例だけで議論しても、どこかで聞いたような結論しか出てこない可能性が高いので、現在、絶滅危惧種ジュゴンの保護を無視して強行されている沖縄・辺野古の基地

建設作業などをとりあげたらどうだろうか [10]。「なぜ自然破壊が起るのか」という問いに、具体的な解答が得られるのではなかろうか。

#### p 124～125：権利とは、義務とは何だろう（日常生活と基本的人権の混同）

上記キャプションのもとに p 124 では、「権利」に「ある物事を、自分の意思によって自由に行ったり、他人に要求したりすることのできる資格や能力」、「義務」に「人がそれぞれの立場に応じてしなければならないことやしてはならないこと」という説明がつけられている。そして p 125 では「日本国憲法が定める国民の権利と義務」というキャプションのもとに、「参政権」「生存権」「教育を受ける権利」などの「基本的人権」と「子どもに教育を受けさせる義務」「税金を納める義務」「仕事について働く義務」などの「国民がはたさなければならない義務」が挙げられている。

『私たちの道徳』が繰り返すテーマの一つが「きまりや法を守らなければならない」であり、その際に国民の持つ権利や為政者の順法義務がいつい言及されないことは先述した（小学校3・4年 p 128～129）。その見え透いた底意は、小学校高学年のこの部分において露呈したといえる。

なぜならここでの「義務」の説明に特に問題はないが「権利」のそれにはある。日常生活では「権利」が「資格や能力」という意味で使われるかも知れないが、法律では違う。特に基本的人権の「権利」は「人間なら無条件に与えられる力」の意味しかない。つまり『私たちの道徳』はさりげなく日常語と法律の語義を混在させることによって「権利」は無条件のものではないことを国民に刷り込もうとしているのだ。

この判断は上記「義務」「権利」説明の左側に「だれかが一方的に自分の権利ばかりを主張して義務を果たさなかったり、一方的に義務だけを押し付けられたりするようなことがあったら、どうなるでしょうか。私たちの生活や社会はうまくいくでしょうか」という問いかけがなされていることで裏付けられる。『私たちの道徳』は「権利」が無条件のものではなく、「義務」を果たさなければ与えられないと言いたいことは明らかだ。

さて「義務と権利の一体性」は日常生活では別におかしな主張ではない。しかし、日常生活の「権利」と法律上の「権利」特に「基本的人権」を混同することは許されない。くりかえすが「基本的人権」は、すべての人間に無条件に与えられたものだからだ。

例えば、恣意的に逮捕されない権利、拷問を受けない権利、法に基づく裁判を受ける権利は、日本国憲法でも、世界人権宣言でも、国際人権規約（自由権規約＝B規約）でも、普遍的に認められている [6、14、27]。何の条件もなく「極悪人」にも認められているのだ。それが「極悪人」にも認められている理由は人道的なものだけではない。もし「極悪人」を権利の例外とすれば、権力が私たちに弾圧する場合、かならず「極悪人」のレッテルを張ってくるに違いないからだ（歴史上いくらでも例がある）。この例一つだけでも『私たちの道徳』の主張がどれだけ欺瞞的なものであるか明らかではなかろうか。

なお、そもそも「基本的人権」とは権力から恩恵として与えられたものではなく、先人

が権力との闘争で勝ち取ってきたものであり、我々がそれを引き継ぎ、権力に対抗して守って行かなければならないものであることも特記しておきたい。

ともあれ、このテーマを扱う時は、日常生活における権利と義務の一般論を、基本的人権の話と混同することのおかしさを児童諸君に教え、『私たちの道徳』の怪しさ、「基本的人権」の大事さを考えさせるべきであろう。

#### IV 中学校テキスト

##### p 18 : 理想通りにいかない現実もある（「夢」の障害は「自分」という刷り込み）

上記キャプションのもとに「自分なりに努力したつもりでもうまくいかないこともある」とされるが「各分野の第一線で活躍する人たちも同じように苦い経験や挫折を味わいながらそれを乗り越えてきた」と続き、さらに「自分の夢を散々邪魔して、足を引っ張り続けたのは、結局自分であったことを振り返る」と結論されている。

『私たちの道徳』は「夢」や「理想」を持たせることが好きだが、中学生ともなれば不可能な夢もあることが自覚される年代だ。あまりにも「夢」「夢」と言い続けることで生じる胡散臭さを払拭するためか「理想通りにいかない現実」も言及せざるをえなかったと見える。ところが驚くべきことには（あるいは見え透いたことには）、「自分の夢を散々邪魔して、足を引っ張り続けたのは、結局自分」であったとされ「現実」はどこかにふっ飛ばされてしまっている。

もちろん夢が実現できない理由が自分にあることもあろう。しかし自分だけではどうにもならない現実もまた存在する。人間には夢の不可能性などの「つらい真実」を、周囲にまどわされず自分一人の頭で考えなおす「理性」もときには必要なはずだ。

そして「夢の障害」が、自分が所属する組織や企業、国家に責任がある場合も当然ながらありうる。『私たちの道徳』は、そのように企業や国家を批判する発想を、児童の段階で摘み取ろうとしているのではないか。また『私たちの道徳』は、規制緩和により増大した非正規雇用層が、「正規雇用にならないのは自己責任」といって引きこもり、不満が決して国家に向わないように、児童の段階で調教しようとしているのではないか。

このテーマを扱うときはテキストのおかしさを児童諸君に指摘し、なぜ国がこのようなおかしいことを刷り込もうとしているのかを、じっくり考えさせるべきであろう。

##### p 33 : 「夢をもちたい」という願い（ブラック企業のお先棒をかつぐ『私たちの道徳』）

このページには「人間は夢なしではきっと生きていけないのでしょうか」という「高校生の投書」が紹介されている。

『私たちの道徳』の、「夢」をもたせようとする、この執拗さはいったい何なのか。

ここで注意されなければならないのは、現代の日本では「夢」が欺瞞的に使われている例があまりにも多いことだ。

日本では1990年代、労働の規制緩和と同時に「夢」が喧伝され始めた。雨宮処凛『生

きさせろ!』で、あるフリーター氏（当時29歳）が雨宮氏のインタビューに、

もしかしたら、フリーター問題って、夢だけ見せて、労働力だけ搾取してるって構造になってるのかも知れない。

と答えている [3、p 93]。またブラック企業大賞実行委員会編『マンガでわかるブラック企業』には、

これらの企業（半沢注、ワタミやゼンショーなどブラック企業）の経営者たちは、「夢」「情熱」などの抽象的な言葉を連呼する傾向があります。

という指摘がある [26、p 29]。

『私たちの道徳』における「夢」や「理想」の執拗な奨励は、同テキスト p 173 「働くことの実感」、p 174 「働くことの意義」などで、労働者の権利、例えば恣意的に解雇されない権利（労働契約法第16条 [6]）、団結権、争議権などが、まったく言及されないことと共鳴している。すなわち『私たちの道徳』はブラック企業のお先棒をかついでいるテキストなのだ。

これから荒廃したネオリベリズム・カースト社会で生きて行かなければならない児童諸君に、国家や企業から強制される「夢」や「情熱」の危険性や欺瞞性、労働者の基本的権利を教えることは、非常に大事なことではなかろうか。

#### p 94～95 : 支え合い共に生きる（茨木のり子の他の詩）

ここでは茨木のり子氏（1926～2006）の「知命」なる詩が紹介されている。

茨木のり子氏には、日本の中国人強制連行を批判した「りゅうりえんれんの物語」[15、p 91～128] や、同じく日本の朝鮮植民地支配を批判した「総督府へ行ってくる」[15、p 224～225] といった作品があり、御用文化人とはほど遠い詩人である。したがって私には、『私たちの道徳』に茨木のり子作品が採り上げられているのは意外だった。

しかしここで紹介された詩「知命」は特に反権力的なものではない。おそらくテキストの編者が引用する著名人に偏りがあるという批判を意識し「アリバイ」のため採用したものであろう。それならばそれを奇貨として、次のような詩などを「茨木さんにはこんな詩もあるよ」と紹介したらどうか。

球を蹴る人 —N・Hに—

二〇〇二年 ワールドカップのあと

二十五歳の青年はインタビューに答えて言った

「この頃のサッカーは商業主義になりすぎてしまった  
こどもの頃のように無心にサッカーをしてみたい」  
的を射た言葉は  
シュートを決められた一瞬のように  
こちらのゴールネットを大きく揺らした

こどもの頃のサッカーと言われて  
不意に甲斐の国 <sup>にらさき</sup> 韮崎高校の校庭が  
ふわりと目に浮かぶ  
自分の言葉を持っている人はいい  
まっすぐに物言う若者が居るのはいい  
それはすでに  
彼が二十一歳の時にも放たれていた

「君が代はダサいから歌わない  
試合の前に歌うと戦意が削れる」  
<ダサい>がこれほどきっかりと <sup>はま</sup> 嵌った例を他に知らない  
やたら国歌の流れるワールドカップで  
私もずいぶん耳を澄ましたけれど  
どの国も似たりよったりで  
まっことダサかったねえ  
日々に強くなりまさる  
世界の民族主義の過剰  
彼はそれをも <sup>つ</sup> 衝いていた

球を蹴る人は  
静かに 的確に  
言葉を蹴る人でもあった

[7、p 104～107]

なお断るまでもないかも知れないが、「N・H」とは2002年・日韓共催ワールドカップにおける日本代表チームのエースだった <sup>なかたひでとし</sup> 中田英寿氏のことである。

p 123 : あなたならどう考え、行動しますか (『私たちの道徳』vs. <sup>すぎはらちうね</sup> 杉原千畝 <sup>ぎま</sup> の生き様)  
ナチス・ドイツの迫害から逃れるユダヤ人難民に、ビザを発行し続けた <sup>すぎはらちうね</sup> 杉原千畝 (1900～1986) の事績が紹介されている。

『私たちの道徳』の毒性はこれまでの説明で明らかになったと思われるが、「はじめに」で述べたように毒は無毒物にまぜて出さなければ意味がない。だから誰にも否定できないような題材も、いくつかは取り上げなければならない。その一例が先に挙げた茨木のり子詩の引用だし、また杉原の事績紹介であろう。

しかし杉原の生き様は、『私たちの道徳』が刷り込もうとしている「道徳」にまっこうから矛盾する。杉原は日本の外務省の指示を無視してユダヤ人難民にビザを発行し続けたのであり、その結果として外務省に退職を強要されたのであり、日本政府による公式の「名誉回復」が行われたのは2000年にもなってからのことであった[28]。

つまり杉原は、『私たちの道徳』に反して「きまりを守らなかった」人間であり、『私たちの道徳』に反して日本人である前に人間であることを選んだ人間であり、そのように『私たちの道徳』に反したがゆえに日本政府から疎外された人間であり、それゆえに真の人間として現在でもなお日本のみならず世界の尊敬を受けているのだ。

この題材を利用して、杉原の生き様が、『私たちの道徳』が刷り込もうとしている「道徳」に矛盾していたことが、児童諸君にはっきりと教えられるべきだと私は考える。

#### p 124：人物探訪（日本はアンネを殺したナチス・ドイツの同盟国）

杉原千畝を取り上げたページの次のページでは、ナチス・ドイツに殺されたユダヤ人少女アンネ・フランク（1929～1945）の悲劇が紹介されている[5]。

アンネは杉原と同じくナチス・ドイツのユダヤ人ジェノサイドに関連する人物であり、『私たちの道徳』ではこの二者が他人ごとのように続けて取り上げられている。『私たちの道徳』編者たちのレベルを推察すれば無自覚の所為なのだろうが、ここには日本人の道徳を考える上で看過できない問題が潜んでいる。それは日本人がナチス・ドイツのユダヤ人迫害を非難するとき、自分たちの祖国がナチス・ドイツと同盟を結んで戦争をしていたという事実の深刻さが、ほとんどの日本人の頭から抜け落ちているという問題である。

アムステルダムの博物館「アンネ・フランクの家」（「Anne Frank House」という英文ホームページがある）を訪れる日本人は多い。その学芸員が、訪れる日本人が「アンネって可愛そう」というだけの安直な反応のみを示すのに業を煮やし、「貴方たちは、貴方たちの国がアンネを迫害し殺した国と同盟して闘っていたことをどう考えているのか」と尋ねたところ、問われた日本人が絶句したという話を聞いたことがある。

そもそも現在の国際秩序を担う国連は、日本・ドイツ・イタリア三国を軍事的に打倒したことによって成立した。国連憲章第107条「敵国条項」の（主要な）「敵国」とは日独伊である[14]。ほとんどのドイツ人はそのことを意識していると思うが、日本人でそれを意識している人がどれだけいるだろうか。その状況を放置して「国際的に通用する日本人を目指す」というのは茶番だ。このテーマに際し日本人の歴史認識の無神経さが児童諸君に教えられるべきだと私は思う。

## p 161 : 世界人権宣言 (『私たちの道徳』を否定する「世界人権宣言」)

このページでは世界人権宣言第1条、

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

と第2条1項、

すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

が引用されている。

周知のように世界人権宣言は、1948年12月10日の国連総会で採択された国際人権規範であり、採択を記念して12月10日は「世界人権デー」とされる[27]。

さて偏向していないというポーズをとるために『私たちの道徳』は、茨木のり子詩の引用、杉原千畝の事績紹介など、さまざまな破綻を犯さざるをえなかったが、破綻の最たるものは「世界人権宣言」への言及であろう。なぜなら「世界人権宣言」の思想は『私たちの道徳』のそれと完全に矛盾しているからだ。

それでは「世界人権宣言」と『私たちの道徳』はどう矛盾しているのか。

第一に、「世界人権宣言」は基本的人権を、人間ならば無条件に与えられる権利と宣言している。それは『私たちの道徳』が刷り込もうとしている「義務をはたした上で初めて与えられる権利」とは相容れないものである。

第二に、「世界人権宣言」は人間を、「理性と良心」を授けられた存在としている。「理性と良心」を持った存在とは、自分のナショナル・アイデンティティを超えて「つらい真実」を見つめられる存在である。「ふるさと」や「国」の欠陥、「夢」の限界を見ようともしない人間像は、「世界人権宣言」の求める人間像とはかけ離れたものである。

第三に、「世界人権宣言」は人間に、「同胞の精神」つまり「人類同胞の精神」を要求している。「世界人権宣言」が求める人間像とは「まず人類の一員との自覚を持つ人間」であり、『私たちの道徳』が求める「人類以前に日本人である人間」とは異なるものだ。

『私たちの道徳』は上記ページで「ここで述べられていることが達成できれば、どれだけ世の中が明るくなることだろう・・・」と、あたかも「世界人権宣言」に賛成するようなコメントを加えているが、それにだまされてはならない。また「ここで述べられていることが実現されねばならない」といった類のコメントがなく「・・・だろう・・・」とい

う屈折した表現がなされていることに、『私たちの道徳』編者たちの世界人権宣言に対する「敵意」「<sup>しょうそう</sup>焦燥」「<sup>こんわく</sup>困惑」を読み取らねばならない。

『私たちの道徳』がポーズとして挙げた（あるいは挙げざるをえなかった）「世界人権宣言」を最大限に活用し、『私たちの道徳』が求める<sup>へんきょう</sup>偏狭な人間ではなく、真に国際社会で生きられる人間育成を目指す教育が行われるべきである。

### おわりに：「夢」「きまり」「国」から分かる『私たちの道徳』

「はじめに」で述べたように、すぐ毒と分かる毒は毒の役に立たない。したがって『私たちの道徳』に別におかしくはない条項も含まれている。本稿でそういった項目に特に触れなかったのは、本稿の目的が『私たちの道徳』の「毒」の解明にあったからである。そして本稿の今までの指摘から『私たちの道徳』の「毒」は十分明らかにされたと思う。

もちろん本稿でとりあげた項目以外の項目が「無毒」というわけではない。問題のある項目は本稿でとりあげたものの数倍はあるだろう。紙幅の関係でとりあげなかったが、現場の教員諸氏は<sup>もうらてき</sup>網羅的な指摘を望まれるかもしれない。別の機会を待ちたい。

さて『私たちの道徳』とは結局何だったのか。

『私たちの道徳』で「夢」「きまり」「国」という三つの言葉（あるいはその同類語）が強調されるとき、それぞれに対応して「理性」「人権」「人類」が無視あるいは軽視されていることは、本稿で<sup>るる</sup>縷々述べてきたところだ。

『私たちの道徳』で「夢」や「情熱」が無条件で<sup>しょうよう</sup>賞揚されるとき、無視されるのは世界人権宣言第一条が人間の条件とした「つらい真実」をも見つめられる「理性」である。

『私たちの道徳』で「集団のきまり」や「法」を守れという<sup>たくせん</sup>ご託宣が無条件で下されるとき、無視されるのは世界人権宣言が人間に無条件に与えられるとする「人権」である。

『私たちの道徳』で「ふるさと」や「国」への<sup>きぞく</sup>帰属が無条件で奨励されるとき、無視されるのは世界人権宣言第一条の「同胞の精神」つまり「人類同胞の精神」である。

すなわち『私たちの道徳』の意図とは、「理性」なき「夢」、「人権」なき「きまり」、「人類」なき「国」を、児童に刷り込むことにある。『私たちの道徳』が個別には肯定されるべき主張を含むにせよ、大事なのは部分ではなく体系である。個別の話の<sup>げんわく</sup>妥当性に幻惑されて『私たちの道徳』の体系的意図に無感覚になってはならない。

『私たちの道徳』は、日本の支配層が国民の意識統制を意図して造った<sup>ぎまんてき</sup>欺瞞的なテキストである。ただしあまり教養や学識のない人たちによって書かれた<sup>ずさん</sup>杜撰なテキストでもある。『私たちの道徳』が求める人間像とは、不平不満を権力者や雇用者に向けることなく、自分の「夢」や「情熱」だけの問題だと引きこもり、「ふるさと」や「国」の<sup>けつかん</sup>欠陥を見てとれる社会的思考力を持たず、日本人である前に人間でありたいなどということを決して考えない人間である。『私たちの道徳』には（今のところ）露骨に戦争を<sup>つらぬ</sup>賛美する条項はない。しかし『私たちの道徳』の造ろうとしている人間は、戦争に<sup>つらぬ</sup>反対を貫けるような人間ではない。このようなテキストの思想を<sup>ぐげんか</sup>具現化する教育を行ってはならない。

しかし、このテキストの使用を強制されても、国際的な人権意識を涵養する教育は教員諸氏の姿勢・知識・力量によっては可能である。そういう教育のために本稿が少しでも参考になることを願ってやまない。

『私たちの道徳』が懸命に無視あるいは軽視しようとする「理性」「人権」「人類」（つまり世界人権宣言第1条の精神）こそが、現代に生きる私たちの立脚点であらねばならない。

（2015年1月5日成稿）

## 参考文献

- [1] 相沢源七編『石川啄木と仙台』宝文堂1976
- [2] 阿部純子著／石川隆監修『わかっちゃう凶解ウィルス』新紀元社2012
- [3] 雨宮処凛『生きさせろ！ 難民化する若者たち』太田出版2007
- [4] アリス・ロバーツ編著、馬場悠男日本語版監修『人類の進化大図鑑』河出書房新社2012
- [5] アンネ・フランク著、深町真理子訳『アンネの日記』文春文庫2003
- [6] 井上正仁・能見義久編集代表『ポケット六法2014』有斐閣2014
- [7] 茨木のり子『寄りかからず』ちくま文庫2007
- [8] オーウェン・ギンガリッチ編集代表、ナオミ・バサコフ著、西田美緒子訳『マリー・キュリー』大月書店2007
- [9] オスカー・ワイルド著、田部重治訳『獄中記』角川文庫ソフィア1998
- [10] ガバン・マーコック、乗松聡子著『沖縄の＜怒＞』法律文化社2013
- [11] 久保田正文編『新編 啄木歌集』岩波文庫1993
- [12] 越川禮子『商人道「江戸しぐさ」の知恵袋』講談社+α新書2001
- [13] 三枝充恵『仏教入門』岩波新書1990
- [14] 田中則夫・薬師寺公夫・坂元茂樹編集代表『ベーシック条約集2014』東信堂2014
- [15] 谷川俊太郎選『茨木のり子詩集』岩波文庫2014
- [16] 東京日日新聞社会部編『戊辰物語』岩波文庫1983
- [17] 永井憲一『政治教育・宗教教育』学陽書房1978
- [18] 中山茂『野口英世』岩波同時代ライブラリー1995
- [19] バーバラ・J・キング著、秋山勝訳『死を悼む動物たち』草思社2014
- [20] 羽仁五郎『自伝的戦後史』講談社文庫（上下二巻）1978
- [21] 原田実『つくられる古代史』新人物往来社2011
- [22] 原田実『江戸しぐさの正体』星海社新書2014
- [23] 半沢英一『雲の先の修羅—『坂の上の雲』批判』東信堂2009
- [24] 半沢英一『天皇制以前の聖徳太子』ビレッジプレス2011
- [25] B・ジャック・コーブランド著、服部桂訳『チューリング』NTT出版2013
- [26] ブラック企業大賞実行委員会編『マンガでわかるブラック企業』合同出版2013
- [27] 横田洋三編『国際人権入門 [第2版]』法律文化社2013
- [28] 渡辺勝正『杉原千畝の悲劇』大正出版2006